

学 則

第1章 総 則

第1条 本校は教育基本法、学校教育法に則り、中学校における教育の基礎の上に、高等普通教育および農業に関する専門の教育を施すことを目的とする。

第2条 前条の目的を実現するために、本校に掲げる教育目標の達成に努める。

第3条 本校は、東京都世田谷区深沢5丁目38番1号に設置する。

第2章 課程修業年限および収容定員

第4条 本校に全日制および定時制の課程をおく。定時制課程の学科は別に定める。

第5条 本校は、全日制の課程に園芸科、食品科、動物科を置く。

第6条 修業年限は、全日制の課程は3年とする。

第7条 本校の生徒定員は、全日制課程園芸科210人、食品科105人、動物科105人とする。

第3章 学年学期および休業日

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第9条 学期は次のとおりとする。

第1学期、4月1日から8月31日まで。

第2学期、9月1日から12月31日まで。

第3学期、1月1日から3月31日まで。

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日。
2. 土曜日、日曜日。
3. 開校記念日（4月27日）

4. 都民の日条例の規定する日（10月1日）

5. 夏季、冬季、春季特別学習期間中において、校長の定めた日。

第11条 長期休業期間は原則次のとおりとする。

1. 夏季休業期間、7月21日から8月31日まで。

2. 冬季休業期間、12月21日から1月7日まで。

3. 春季休業期間、3月26日から4月5日まで。

第12条 授業終始の時刻は別に定める。

第4章 教育課程および授業日数

第13条 教育課程は別に定める。

第14条 授業1単位時間は50分とし、年間35週行うことを標準とする。

第5章 入学、退学、休学および転学

第15条 入学の時期は学年始めとする。但し、欠員があるときは、各学期始めに入学を許可することができる。

第16条 第1学年に入学できるものは、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第17条 第2学年以上に入学を許可される者は、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第18条 入学志願者に対しては、選考を行い、校長が入学を許可する。

第19条 入学志願者は東京都所定の入学願書に入学審査手数料を添えて校長に提出しなければならない。本校に転学する者についてもこの規定に準ずる。

第20条 入学を許可されたときは、保護者および保証人連署の誓約書を校長に提出しなければならない。

第21条 保護者は父母又はこれに代って責任をもちうる者とし、保証人は保護者に事故あるときは、これに代って責任をとりうる者とする。保証人が、責任を果し得ないときは、その旨直ちに校長に届け出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、その事由を具し、保護者より校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第23条 心身の故障、その他やむを得ない事情のため3ヶ月以上学習することができない場合は、校長の許可を受けて休学することができる。休学の期間は、休学の開始する日の属する学年の末日までのうち、必要な期間とする。但し、休学期間が満了してもなお休学の理由が消滅しないときは、通算して2年を越えない範囲で更新することができる。

第24条 他の学校に転学を志望する者は、その事由を具して保護者より校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第6章 履修方法および卒業の認定

第25条 生徒は科目を選択履修する必要があるときは、自分の履修する科目を学年始めに登録しなければならない。

第26条 各教科の単位の修得は、学習成績と出席状況などにより校長が認定する。

第27条 全課程を修了したと認められた者には、校長が卒業証書を授与する。卒業証書の様式は別に定める。

第7章 授業料および入学考査手数料

第28条 授業料および入学考査手数料は、東京都立学

校の授業料等徴収の定めるところにより、これを徴収する。

第29条 授業料は平成26年度から高等学校就学支援金制度に変更した。就学支援金の申請を提出期限までに行い、認定及び支給決定を受けた場合は、「就学支援金」が学校に支給され、納めていただく「授業料」と相殺する。結果、授業料は無料となる。

第30条 学校徴収金（積立金・生徒会費・PTA会費）は減額免除する制度はなく、本校の指定する期日に、ゆうちょ銀行の口座引落により、納入しなければならない。

第31条 授業料等を無断で滞納すると、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則に従って、校長は一時その生徒の出席を停止し、又は、退学させることができる。

第8章 賞 罰

第32条 性行、学業の特に優秀な者、精勤な者、又は特に善行のあった者はこれを賞することができる。

第33条 校長は教育上必要と認めたときは、生徒に次の懲戒を加えることができる。

1. 退学
2. 停学
3. 訓告
4. 訓戒

訓戒は教育上必要な範囲内で校長が定める。

第34条 前条の退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
3. 正当な理由がなくて出席常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

付 則

校長は、本規則施行上必要な細則を定めることができる。本学則は、平成15年4月1日から改正施行する。

生徒心得

東京都立園芸高等学校の生徒として、円滑な学校生活を送るために、以下に掲げる事項を守ること。

1. 登下校

(1) 始業時・最終下校時を次の通りとする。

始業時 8時25分

登校時間は、原則として7時30分以降とする。

最終下校は16時55分とする。

やむを得ず最終下校時以後校内にとどまる時は、事前に担当教諭の許可を受け、延刻届を提出する。18時には完全下校とする。

(2) 休業日の校舎内の立入りを禁ずる。止むを得ぬ場合は必ず届け出で許可を受けねばならない。

(3) オートバイ（原付）・自動車での登下校は禁止する。（同乗も不可）

2. 快適な学習環境を確保するために

(1) 快適な学習環境を確保するために、学習に不必要な物品等は学校に持ち込まないこと。

(2) 学習活動に努めることを第一として、アルバイトは原則として禁止する。

3. 服装・身だしなみ

高校生らしく、華美なものをさけ、清潔、質素に心がけること。（また別に定めた事項に關しても遵守すること）

(1) 全学年服装

生徒は学校指定の制服を着用する。なお、下記のもの全てを着用する。

男子	ブレザー スラックス ワイシャツ ネクタイ 校章
女子	ブレザー ベスト スカート ワイシャツ リボン 校章

- ① 女子は、スカートの代りにスラックスを着用してもよい。また、ネクタイでも可とする。
- ② ワイシャツは白とする。
- ③ 原則6月1日から9月30日の間、ブレザーを略してもよい。また、厳暑時はネクタイ、リボン、ベストを略してもよいが、正装時には必ず着用する。
- ④ セーターを着用する場合は、黒・紺とする。(色に関係なくカーデイガンは不可である。) この場合ベストは省略してよいが、ブレザーは着用すること。(セーターで学校生活はしないこと)
- ⑤ コートを着用する場合、色、形は高校生らしい地味なものにする。
- ⑥ 通学には革靴または運動靴を使用し、上履きは本校指定のものとする。
- ⑦ 頭髮に因しては、一切手を加えないこと。

4. 所持品

- (1) 生徒は常に生徒手帳、身分証明書を所持すること。
- (2) 所持品にはすべて記名すること。
- (3) 体育、実習などで全員教室を出るときは、貴重品は各自が責任を持って管理する。
- (4) 授業中に携帯電話、音響機器の使用は禁止する。

5. その他

- (1) 常に人権を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること。また自他における個人情報の適切な管理等に留意すること。このこと等を踏まえ、SNS等、情報機器による発信については道徳心を保ち節度ある使用を心掛けること。
- (2) 教職員の適切な指導、助言等は誠実に順守し、暴言を発したり、反抗的な態度をとらないこと。
- (3) いじめ・暴力・窃盗・破壊・喫煙・飲酒・その他社会的に問題となる行為については行わない。(禁止) また、各自、自覚を持ち、これらを主体的に防止すること。
- (4) (3)の問題となる行為は、学校外のことであっても学校内の行為と同様に対応する。
- (5) 校舎内外の美化整頓につとめ、校舎校具を大切に取扱い、樹木、作物、動物などを愛護すること。

6. 届出・願出

- 次の事項に該当するものは、所定の手続きと様式に従って校長に届け出または願い出て、その許可を受けなければならない。
- (1) 遅刻、早退、欠席の場合は諸届欄にその事由を記入し保護者押印の上、学級担任に届け出る。
 - (2) 自転車通学を希望する場合は、所定の用紙に記入の上願い出て、許可を受ける。
 - (3) 原則、学習活動中（休み時間も含む）の外出は禁止する。許可されない限りは外出できない。(緊急時に登校後、外出する場合は所定の外出許可証にその事由等を記入し、担任等の許可を得て正装にて外出すること。帰校した際は速やかに許可者

へ外出許可証を提出して帰校の報告をすること。)

(4) やむをえず規定以外の服装をしていく時は異装届を提出し許可を受ける。異装届の期間は1週間以内とする。

(5) 宿泊を伴う旅行をする場合、事前に学級担任に届け出る。

(6) 家族内に死亡者があった場合は、届け出によって、次の期間忌引することができる。忌引日数は出校日数としない。

一親等	父母, 養父母	7日
二親等	祖父母, 兄弟, 姉妹	3日
三親等	曾祖父母, 伯叔父母, 甥, 姪	1日

(7) 休学, 又は復学, 長期欠席する場合は, その事由を記し, 保護者から願い出る。

病気の場合は, 医師の診断書を添える。

(8) 転学, 退学する場合は, その事由を記入し, 保護者から校長に願い出る。

(9) 生徒, 又は保護者の氏名, 住所などの変更届, および保証人の変更届などは, 学級担任をへて校長に届け出る。

(10) 上記のほか許可および届け出を必要とする事項は次の通りである。

- ① 校具を使用するとき。
- ② 印刷物の発行, 配布, ポスター類の掲示および募金を行うとき。
- ③ 対外試合を行うとき。
- ④ 登校後校外に出るとき。
- ⑤ 負傷, 盗難などの事故があったとき, および校舎内外に不審をみとめたとき。

7. 特別指導・懲戒

生徒心得（校則）に違反した生徒にはその度合いによって、法令等の社会的規則等を根拠として、「生活指導部等による指導」または、校長より申し渡された「特別指導」及び「懲戒」を加えることがある。

